

業務外部委託に係る情報セキュリティ特記事項

(群馬県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守)

第1条 乙は、本契約により定める遵守事項の他、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱（群馬県情報セキュリティポリシー）及び当該システムにおける実施手順を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 この特記において、情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め)

第3条 乙は、甲から委託された個人情報を取り扱う際、個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するため、次の各号に定める技術的安全管理措置を講じなければならない。

- ア 個人情報を含む情報システムへの不正アクセスを防止するため、厳格な認証やアクセス制限を導入すること。
- イ 個人情報を通信や保管する際に、適切な暗号化技術を利用し、第三者からの不正取得を防止すること。
- ウ 情報システムへのアクセスや個人情報の取扱いに関する操作記録を適切に保管・管理し、不正なアクセスや操作を迅速に特定できるようにすること。
- エ 情報システムに対するウイルスや不正侵入などの脅威に対して、適切なセキュリティソフトウェアの導入および定期的な更新を実施すること。

(受託者の責任者、監督者及び作業者の選任並びに作業者の作業範囲の報告)

第4条 乙は、業務遂行の上の管理を行う責任者、成果物の内容を監査する監督者並びに業務の履行を行う作業者及び作業範囲を定め、甲に書面により通知すること。

2 乙は、責任者、監督者、作業者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(作業場所)

第5条 甲は、乙が業務を行う作業場所を指定する。

2 乙は、甲から指定された作業場所以外で業務を行う必要があるときは、あら

はじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第6条 乙は、甲が別に定めるサービスレベルを確保しなければならない。

(技術面のセキュリティ対策の実装)

第7条 乙は、甲と協議の上、情報セキュリティを確保するために必要な対策を講じること。

(使用するソフトウェアの制限)

第8条 乙は、情報セキュリティ上問題となる恐れのあるOS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト等を使用してはならない。

なお、運用開始後に使用するOS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト等に重大な脆弱性が発覚した場合、甲と協議の上、セキュリティ・パッチの適用等の対応を行うこと。

(ログ等の保管及び提出)

第9条 乙は、甲からの指示が有る場合には、次の各号に定める事項を甲に提出すること。

ア 業務に関する記録（少なくとも過去3ヶ月前まで）

イ 情報システムに関するアクセス・イベントのログ（少なくとも過去3ヶ月前まで）

(アクセス可能な情報の種類と範囲及びアクセス方法)

第10条 乙は、甲が別に定める本業務におけるアクセス可能な情報の種類と範囲及びアクセス方法を遵守しなければならない。

(外部委託事業者の従業員に対する教育の実施)

第11条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第12条 乙は、本契約により業務上知り得た情報について、甲の書面による承認がない限り、契約期間中及び契約終了後も守秘義務を負うものとする。

(委託業務に必要な情報資産等の提供、返還と管理)

第13条 甲は、乙に対し委託業務に必要な情報資産等を貸与、開示等を行い提供するものとする。

- 2 乙は、委託業務に不要となった情報資産等があるときは、遅滞なくこれを甲に返還または甲の承認を得た上で廃棄する。
- 3 乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産等を施錠できる保管庫又は施錠、入退去管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、委託業務に必要な情報資産等は、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 4 乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産を甲の書面による事前の承認なくして複製せず、本件業務の作業場所から持ち出さない。
- 5 乙は、甲の指示又は承認を受けて甲から提供された委託業務に必要な情報資産を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産を甲の書面による事前の承認なくして、目的外利用及び受託者以外の者への提供を禁止する。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承認なくして、再委託してはならない。

- 2 乙は、甲に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、乙は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。
- 4 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、本セキュリティ特記事項の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

(甲の検査監督権)

第15条 甲は、乙が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

- 2 甲は、乙が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

- 3 乙は、甲から作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。
ただし、乙の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

(緊急時報告及び対応義務)

- 第 16 条 乙は、本業務に係り情報セキュリティを脅かすインシデント発生及び発生のおそれがある場合は、速やかに甲に緊急時報告を行うこと。
- 2 乙は、インシデント発生及び発生のおそれがある場合は、甲と連携して、被害の防止及び異常状態の解消に努めなければならない。
- 3 乙は、本業務について事故等が発生した場合に、甲が乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約の解除)

- 第 17 条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

- 第 18 条 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(その他)

- 第 19 条 本情報セキュリティ特記事項への疑義があるときは、甲と乙が協議して決定する。

注 1 「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。